

Ⅰ 計画策定にあたって

1 策定の趣旨と背景

男女共同参画社会とは、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合いながら、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

国においては、「男女共同参画社会基本法*」をはじめ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*」など、男女があらゆる分野で対等に活躍できる社会の実現に向けた法整備が進められてきました。さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律*」など、誰もが尊重され、多様性が認められる社会を目指した法整備も進んでいます。

国際的には、平成27年（2015年）に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs*）」において、「ジェンダー*平等の実現」が目標の一つとして掲げられており、持続可能な社会づくりに欠かせない要素とされています。しかし、令和7年（2025年）に世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数において、日本は148か国中118位と低く、男女間の格差解消やジェンダーに起因する不平等の是正が課題となっています。

男女が共に活躍できる社会の実現は、地域の経済や文化の発展を促進し、誰もが自分らしく暮らし、互いに支え合える持続可能なまちづくりを進める上で重要です。多様な価値観が認められ、多くの人が活躍できることは、活力ある地域社会の実現にもつながります。

そのためには、ジェンダー平等や多様性を尊重する意識の醸成、あらゆる分野での参画機会の拡充、育児・介護を社会全体で支える仕組みの整備、暴力を許さない環境づくり、困難を抱える女性への支援と理解の促進が求められます。

このたび本町では、社会状況の変化や法制度の整備を踏まえるとともに、これまでの取組の成果と課題を検証し、今後さらに効果的な男女共同参画の推進を図るため、新たに「第五大泉町男女共同参画推進計画」を策定しました。

今回の計画では、初めて副題として「未来をひろげるジェンダー平等」を掲げています。これは、ジェンダーに起因する不平等を是正し、一人一人の人権が尊重される、持続可能な社会の構築が重要であるという考えに基づくものです。近年、国や国際社会で「ジェンダー平等」が重要な政策課題とされており、本計画でもその方向性をわかりやすく示すため、副題にその意義を込めています。

* 用語集（P70）に解説を掲載しています。

2 計画の位置付けと性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法*」第14条第3項に基づき、「市町村男女共同参画計画」として策定しており、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「群馬県男女共同参画基本計画」を勘案しています。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含有しています。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）*」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を含有しています。
- (4) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）*」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を含有しています。
- (5) 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の部門別計画の一つであり、「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」など、関連する町の部門別計画との整合を図っています。
- (6) 本町の「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」に基づき、まちづくりを推進するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

4 計画の策定体制

策定体制として、次の組織を設置しました。

- (1) 大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会
- (2) 大泉町男女共同参画推進計画策定委員会
- (3) 大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議

また、計画素案についてパブリックコメントを実施し、計画に住民意見をより反映できるように努めました。

5 国・県等の動き

年	世界	日本	群馬県
昭和50年 (1975年)	●第1回世界女性会議「国連婦人年世界会議」(メキシコ) 「世界行動計画」採択	●婦人問題企画推進本部設置 ●婦人問題企画推進会議開催	
昭和51年 (1976年)	●「国連婦人の十年」開始 (~1985年)		
昭和52年 (1977年)		●「国内行動計画」策定 ●国立婦人教育会館開館	
昭和54年 (1979年)	●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約*」が国連総会で採択		●群馬県婦人問題懇話会設置
昭和55年 (1980年)			●「新ぐんま婦人計画」策定
昭和60年 (1985年)	●国連婦人の十年世界会議 ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●「男女雇用機会均等法*」公布 ●「女子差別撤廃条約*」批准	●国連婦人の10年最終年記念群馬大会
平成3年 (1991年)		●「育児休業法」公布	
平成6年 (1991年)		●「男女共同参画室」設置	
平成7年 (1995年)		●「育児休業法」が「育児・介護休業法*」に改正	
平成8年 (1996年)		●「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成11年 (1999年)		●「男女共同参画社会基本法*」公布・施行	●「99 新潟・福島・群馬三県女性サミット」を群馬県で開催
平成12年 (2000年)		●「男女共同参画基本計画」策定 ●「ストーカー規制法*」公布・施行	
平成13年 (2001年)	●第45回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)	●「男女共同参画局」設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)*」公布・施行	●「ぐんま男女共同参画基本プラン」策定
平成16年 (2004年)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」改正	●「群馬県男女共同参画推進条例」制定
平成17年 (2005年)		●「第2次男女共同参画基本計画」策定 ●「育児・介護休業法」改正	
平成18年 (2006年)			●「第2次群馬県男女共同参画基本計画」策定 ●「ぐんまDV対策推進計画」策定
平成19年 (2007年)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」改正 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●「第2次ぐんまDV対策推進計画」策定
平成21年 (2009年)		●「育児・介護休業法」改正	●「ぐんま男女共同参画センター(愛称:とらいあんぐるん)」設置
平成22年 (2010年)		●「第3次男女共同参画基本計画」策定 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	

年	世界	日本	群馬県
平成23年 (2011年)			●「第3次群馬県男女共同参画基本計画」策定
平成25年 (2013年)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）*」改正 ●「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）*」改正	
平成26年 (2016年)			●「第3次ぐんまDV対策推進計画」策定
平成27年 (2015年)	●国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs*）」を採択	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」公布・施行 ●「第4次男女共同参画基本計画」策定	●「ぐんま女性活躍大応援団」開始 ●「ぐんま輝く女性表彰」開始
平成28年 (2016年)		●「ストーカー規制法」改正	●「第4次群馬県男女共同参画基本計画」策定
平成30年 (2018年)		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*」公布・施行	
令和元年 (2019年)		●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」改正	●「第4次ぐんまDV対策推進計画」策定
令和2年 (2020年)		●「第5次男女共同参画基本計画」策定	
令和3年 (2021年)		●「男女共同参画社会基本法*」改正 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」改正 ●「育児・介護休業法*」改正	●「第5次群馬県男女共同参画基本計画」策定
令和4年 (2022年)		●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」改正 ●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」公布	
令和5年 (2023年)		●「第5次男女共同参画基本計画」一部変更 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」改正 ●「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）*」公布・施行	
令和6年 (2024年)		●「育児・介護休業法」改正 ●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」施行	●「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」策定
令和7年 (2025年)		●「男女共同参画社会基本法」改正 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」改正	

6 SDGs*との関連





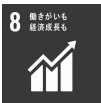











■SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)までに持続可能でより良い世界を実現するための国際目標のことです。17の国際目標(ゴール)と、それを達成するための169の行動目標(ターゲット)から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

■SDGsの理念を踏まえた施策の推進

「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」において、本町が推進するまちづくりとSDGsが掲げる目標は、対象や規模に違いはあるものの、持続可能な地域社会を実現するという方向性は一致しているとの観点から、各施策に関連するSDGsのゴールを明示することにより、本町のまちづくりがSDGsの理念を意識したものであることを明確にしています。

本計画においても、SDGsの視点を取り入れ、その達成に向けた施策を推進していきます。

SDGsにおける17のゴール			
 1 貧困をなくそう	貧困をなくそう	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなにそしてクリーンに
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を	 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに
 8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も	 14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう	 15 陸の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を	 10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに	 16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう	 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に	 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任
			